

## 研究開発独立行政法人による出資等に係るガイドライン

平成31年1月17日

(令和3年4月1日改定)

(令和7年4月1日改定)

内閣府科学技術・イノベーション推進事務局統括官  
文部科学省 科学技術・学術政策局長

研究開発法人（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号。以下「法」という。）第2条第9項に規定する法人をいう。以下同じ。）については、イノベーション創出等の観点から、出資等（法第34条の6に規定する出資並びに人的及び技術的援助をいう。以下同じ。）の機能の拡大が図られたところである。

このため、研究開発法人のうち、独立行政法人であるもの（法第27条の2第1項に規定する法人をいう。以下「研究開発独立行政法人」という。）について、業務・財務の健全性を維持しつつ、法の趣旨に則って出資等の業務を適切に実施する観点から、出資等に係る基本的な考え方を示したガイドラインを次のとおり定める。

研究開発独立行政法人所管府省（以下「所管府省」という。）におかれては、本ガイドラインに基づき、所管の研究開発独立行政法人による出資等の業務の適切な実施に万全を期していただきたい。（注）

（注） 本ガイドラインは、出資等に係る基本的な考え方や留意事項等を示したものである。したがって、所管府省におかれては、所管の研究開発独立行政法人の業容等に応じた対応が求められるところである。

### I. 出資等の業務に関する考え方

我が国の経済社会を更に発展させるためには、スタートアップの創出、民間企業との共同研究、知的財産のライセンス等を活性化させ、これらの活動を通じて、これまで以上に研究開発法人の研究成果の社会実装を進めることが重要である。そして、その結果として、民間投資の拡大を図り、それを有効に活用して自らの研究開発力を強化し、さらにその成果の社会実装を進めるという好循環を構築することが重要である。

これまで、研究開発法人による法人発スタートアップに対する出資等の業務については、一部法人のみに認められてきたところであるが、近年、研究

開発法人による産学官連携の取組が盛んになってきていること、とりわけ、特許の取得・ライセンスの実績が上がっているとともに、研究開発法人の研究成果を活用した研究開発法人発スタートアップの中から大きく成長するものが出てきている状況に鑑み、平成 30 年及び令和 2 年の法改正により、研究開発法人による出資等の機能の拡大が図られた。

具体的には、従来認められていた研究開発法人以外の研究開発法人に出資等の業務の実施が認められるとともに、当該出資等を受ける対象者についても、成果活用事業者（研究開発法人の研究開発の成果を事業活動において活用し、又は活用しようとする者）に加えて、成果活用事業者に対し当該成果活用事業者の行う事業活動に必要な助言や資金供給等の事業を行う者、成果活用等支援法人（研究開発法人の成果の民間事業者への移転、研究開発法人の共同研究開発等についての企画及びあっせん、民間事業者等との共同研究開発等により研究開発法人の研究開発の成果の活用を促進する者）に出資等を行うことが可能となった。

一方で、研究開発法人が、独立行政法人として業務・財務の健全性を維持しつつ、出資等の業務についても法改正の趣旨に則った出資等の業務を実施するためには、当該業務を実施するに当たって留意すべき事項や組織体制等の法人において対応すべき事項について定めることが必要であり、本ガイドラインを定めることとした。

※ 令和 7 年の法改正により、特殊法人である国立健康危機管理研究機構（以下「機構」という。）が研究開発法人に加わるとともに、法第 34 条の 6 において出資等の機能の拡大を図る対象が研究開発法人から研究開発独立行政法人に改められたことを踏まえ、本ガイドラインの対象についても研究開発独立行政法人とした。

本ガイドラインに沿って、出資等の業務に係る適切性を保ちながら、研究開発独立行政法人の研究開発の成果をより多く社会・経済に還元するとともに、民間資金の導入を飛躍的に向上させ、研究開発独立行政法人を中核とする知識・資金の好循環を実現することが期待される。

## Ⅱ．出資等の業務に関する基本事項

### 1．出資等の対象について

法第 34 条の 6 に基づき、研究開発の成果の実用化及びこれによるイノベーションの創出を図るため、研究開発独立行政法人は、以下の者に対し出資等を行うことができる。このうち、いずれの者に対して出資等を行うことができるかについては、各法人の業務の特性や体制、自己収入由来資金

の保有状況等に応じて個別に規定すべき事項であり、また、社会情勢の変化等に応じて柔軟に見直すことが必要であるため、政令において法人ごとに規定されている。また、出資できる財産に係る制限（金銭出資、現物出資それぞれの可否等）についても、同様の理由から政令において法人ごとに規定されている。

(1) 出資等を行う研究開発独立行政法人の研究開発成果を活用するスタートアップ（いわゆる研究開発独立行政法人発スタートアップ）【法第34条の6第1項第1号に規定する成果活用事業者】

(2) 出資等を行う研究開発独立行政法人発スタートアップに対して、必要な助言、資金供給等を行うベンチャーキャピタル又はファンド（ベンチャーキャピタル等）【法第34条の6第1項第2号に規定する成果活用事業者に対し当該成果活用事業者の行う事業活動に必要な助言や資金供給等の事業を行う者】

(3) 研究開発独立行政法人からベンチャーキャピタル等への出資金が、当該研究開発独立行政法人由来の研究開発独立行政法人発スタートアップへの支援のみに使用されることが必要（ベンチャーキャピタルの設立・運営に係る経費を含む）。なお、ファンドに出資する場合は、ファンドの存続期間の満了時において、ファンドが行う資金供給の総額に占める当該研究開発独立行政法人発スタートアップに対する資金供給の割合が、当該研究開発独立行政法人による出資及びそれ以外の者による出融資の総額に占める当該研究開発独立行政法人による出資の額の割合以上であること。

(3) 成果活用等支援法人【法第34条の6第1項第3号に規定する研究開発独立行政法人の成果の民間事業者への移転、研究開発独立行政法人の共同研究開発等についての企画及びあっせん、民間事業者等との共同研究開発等により研究開発独立行政法人の研究開発の成果の活用を促進する者】

※ 以下のような当該研究開発独立行政法人の成果の活用を促進する活動を行う法人。

① 研究開発独立行政法人の研究開発の成果の民間事業者への移転

- ②研究開発独立行政法人の共同研究開発等についての企画及びあっせん
- ③民間事業者等との共同研究開発等
- ④その他の研究開発独立行政法人の成果の活用を促進する活動（研究開発独立行政法人の有する研究開発成果等を活用できる企業とのプラットフォームの構築並びに当該プラットフォームを通じた企業への情報提供及び連携促進等）

## 2. 出資財産について

### （1）金銭出資

出資等の業務は、産学官における知識・資金の好循環の構築に資するものとして法改正により規定されたものである。このため、金銭出資を行うに当たっては、各法人の自己収入※をその原資とすることを基本とする。

※ 国民負担に帰さない収益（運営費交付金及び国又は地方公共団体からの補助金等以外の収益）。具体的には、寄附金、特許料収入、受託収入、財務収益（運営費交付金の財務収益等国費由来のものは除く）、雑収入（運営費交付金で購入した物品の売却益等国費由来のものは除く）等。なお、当然のことながら出資を目的として借入を行うことは認められない。

### （2）現物出資

現物出資を行う場合、一般的には研究開発独立行政法人が所有する知的財産及び設備等を出資財産とすることが想定されるが、それら財産の評価額については、市場における取引価格等に照らして合理的な範囲内のものであることが必要である。

また、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づき、補助金等で購入されたものについては、同法第 22 条に定める手続きを終えたもの又は減価償却を終えたものを出資することが望ましい。

加えて、知的財産については、知的財産が散逸・死蔵されないよう、現物出資した企業が倒産や休眠に入った場合等に知的財産の返還を求めることなどを契約等において措置しておくことが望ましい。

### 3. 人的及び技術的援助の考え方について

研究開発独立行政法人の研究開発の成果を効果的・効率的に社会に還元するためには、上記の出資にとどまらず、必要に応じて出資対象企業に対する人的及び技術的援助を行うことが必要である。例えば、以下の援助が想定される。

- ・ 研究開発独立行政法人の研究者等による実用化に向けた試験等の直接支援並びに技術的な指導、助言及び情報提供
- ・ 研究開発の成果の実用化、市場ニーズとのマッチング及び知的財産管理・強化に関するノウハウの提供やそれらノウハウに精通した専門人材の紹介
- ・ 民間ベンチャーキャピタルや民間金融機関等とのネットワークを活用した法人発スタートアップの成長に必要となる経営人材の紹介 等

### 4. 出資等の業務の実施について

#### (1) 出資等の業務を進めるために必要な措置

研究開発独立行政法人による出資等の業務を適切に実施するため、研究開発独立行政法人は以下の措置を講じる必要がある。出資等に係る専門性と客観性を担保するための体制を確保していく必要があることから、特に、①～⑤については、研究開発独立行政法人において必要な規程を整備しなければならない。(研究開発独立行政法人発スタートアップへの出資に係る規程の参考例は別紙のとおり。)

#### ① 外部有識者の委員会による審議等

出資業務の公正性・客観性を保つとともに、その効果的な実施を図るため、研究開発独立行政法人において、出資先の選定、保有株式の譲渡等に当たり外部有識者の委員会による審議体制を構築する。委員会の構成員の人数、属性その他の要件並びに委員会の権限及び機能等は研究開発独立行政法人毎に定められることとなるが、外部有識者には、スタートアップ等への出資に係る十分な経験、対象分野に係る専門性に加え、審議の対象に対する中立性を有することが求められる。

(ただし、法人の施策方針を踏まえた審議を促進する観点から、外部有識者の委員会の構成員に、法人の役職員を1名含むことは可能。)その上で、最終的な出資の決定については、外部有識者の委員会の審議結果を踏まえ、法人の長が責任をもって行うものである。

## ② 管理者等の設置

研究開発独立行政法人において、出資先の選定に係る調査、外部有識者の委員会に付議する案件の選定、出資後の状況把握並びに人的及び技術的援助等を円滑かつ効率的に実施するため、出資業務に関する管理者及び担当部署を設置する。管理者は出資業務に関する専門的な知見等を有する者の中から選任することとする。管理者及び担当部署の権限及び機能等は研究開発独立行政法人毎に定める。

## ③ 出資先の選定

研究開発独立行政法人においては、出資先の選定に係る審議にあたり、審査項目等を予め具体化しておく必要がある。

審査項目については、出資先毎に、それぞれ以下のような事項が考えられる。

(研究開発独立行政法人発スタートアップ)

- ・事業化しようとする研究開発成果の内容及び事業計画
- ・財務内容 (※)
- ・経営体制、技術的能力
- ・資金計画、出口戦略等の経営戦略
- ・事業の有望性、社会的要請 (含む ESG(Environment, Social, Governance)、SDGs(Sustainable Development Goals)) への適合性等

(ベンチャーキャピタル及びファンド)

- ・事業計画及び研究開発独立行政法人発スタートアップへの支援の内容
- ・経営体制、技術的能力
- ・出資審査・管理の体制及び仕組み
- ・財務内容 (※) 等

(成果活用等支援法人)

- ・事業計画及び成果活用支援の内容
- ・経営体制、技術的能力
- ・財務内容 (※) 等

(※) 出資先の赤字補填とならないよう留意すべきである。赤字の場合については、事業が有望であり、かつ合理的な期間のうちに

損益の程度が相当程度改善することが見込まれるだけの具体的な事業・収益計画がある場合等に限ることが適当である。

#### ④出資後の状況把握及び対応

研究開発独立行政法人は、出資後も定期的に出資先の事業計画の進捗状況や経営状況等を把握するとともに、出資先に業容拡大等の事情がある場合には、必要に応じて追加出資、人的及び技術的援助を行い得る。また、定期的に財務情報を検証のうえ、①の委員会に報告等を行うことが適当である。そのうえで、事業計画の進捗状況や経営状況等も踏まえ、適時出資継続の可否について判断を行い、経営又は事業計画の実施に重大な障害が生じたと判断される等の場合には調査の上、①の委員会を活用しながら、所有株式の譲渡等を行う。その他、議決権の行使や適切な相手方に対する所有株式の譲渡等の手続を定める。

#### ⑤利益相反マネジメント

研究開発独立行政法人は、外部有識者の選任に加え、出資に関し生じ得る利益相反に係る規程を整備するとともに、当該研究開発独立行政法人内部における利益相反マネジメント体制を整備する。

#### ⑥民間ベンチャーキャピタル等との連携

研究開発独立行政法人による成果活用事業者に対する出資は、民業補完に徹するものであり、基本的には民間ベンチャーキャピタル等が担うことが困難な創業段階から創業初期段階のスタートアップが想定されるところである。また、研究開発独立行政法人は民間からの投資の呼び水になることが期待されるなど相互補完的な関係の構築がなされるよう出資を行うことが求められる。

### (2) ベンチャーキャピタル等及び成果活用等支援法人への出資等に関する認可について

研究開発独立行政法人からベンチャーキャピタル等及び成果活用等支援法人への出資等は、本来研究開発独立行政法人が担うべき機能を継続的に外部機関へ行わせるものであることを踏まえ、主務大臣の認可及び財務大臣への協議が必要である。所管府省は、本ガイドラインに基づく措置が着実に実施されるよう、認可の基準及び申請書の様式を適切に定める必要がある。

## 5. 中（長）期目標等への反映及び出資業務の評価について

中（長）期目標/中（長）期計画、業務方法書において出資の方針や体制、達成すべき成果等を定める必要がある。

## 6. 関係規制等の遵守について

出資先企業等及び出資先企業等が出資を行うスタートアップ等との関係性については、独立行政法人通則法並びに「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」等が適用されることになるため、各研究開発独立行政法人においては、これらの規制に反することが無いよう適切に対応することが求められる。

### （1）独立行政法人通則法

独立行政法人通則法第 50 条の 4 の規定により、「密接関係法人等」に対する役員又は職員等の再就職の斡旋等規制が設けられている。独立行政法人通則法の政令及び省令において「密接関係法人等」には、独立行政法人が直接出資等を行っている会社等だけでなく、独立行政法人が子会社を有している場合にその子会社が出資等を通じて重要な影響を与えることができる会社等も含まれており、仮にベンチャーキャピタル等や成果活用等支援法人が研究開発独立行政法人の子会社に該当する場合には、これら経由でスタートアップに出資を行った場合であっても、独立行政法人通則法第 50 条の 4 の規定は適用されることとなるため留意が必要である。

### （2）「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」

「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」においては、「特定関連会社」等との契約・取引の状況について公表が求められている。「特定関連会社」とは、意思決定機関を独立行政法人に支配されており、かつ、当該独立行政法人と業務一体性を有する会社をいう。なお、意思決定機関を独立行政法人に支配されている会社が、単独で又は当該独立行政法人と共同で他の会社の意思決定機関を支配している場合には、当該他の会社は意思決定機関を独立行政法人に支配されているものとみなされ、「特定関連会社」又は「関連会社」になることに留意が必要である。さらに、独立行政法人及び当該独立行政法人に意思決定機関を支配されている会社が、それぞれ単独で又は共同で、出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、特定関連会社以外の会社の財務及び



営業の方針決定に対して重要な影響を与えることができる場合における当該特定関連会社以外の会社は、「関連会社」となることにも留意が必要である。

なお、「特定関連会社」等の定義については、「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」を参照のこと。

### (3) その他の関係規制等

(1) 及び (2) の他、研究開発独立行政法人は、会社法による株式引受人の権利・責任に関する規定や金融商品取引法による会社関係者のインサイダー取引規制に関する規定など出資に係る関係規制の遵守に万全を期す必要がある。

また、研究開発独立行政法人は、出資先の経営体制や株主構成に反社会的勢力などとの関係が認められないことを確認する。

## 7. 所管府省への報告及び情報公開

業務の適切性及び財務の健全性については、当該研究開発独立行政法人のみならず、所管府省においても、責任をもって対応するものとし、説明責任についても果たしていくべきものである。

したがって、研究開発独立行政法人は、所管府省に対し、以下のような出資内容及び出資後の状況等について適時適切に報告を行い、所管府省と密に連携する体制を確立する必要がある。

- ・ 出資内容（出資先企業名、事業内容、出資額等）、出資決定プロセスや背景等
- ・ 出資後における、適切な評価に基づく、各出資先企業についての財務情報、回収見込み額、出資に係る退出（EXIT）方針
- ・ 出資時における将来見通しからの乖離、その具体的な対応方針等

また、財務諸表、事業報告書、ウェブサイト等を通じた適時・適切な情報の公開を行う。

(別紙)

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成 20 年法律第 63 号）  
第 34 条の 6 第 1 項第 1 号に規定する成果活用事業者に対する出資（法人発スタートアップに対する出資）に関し研究開発独立行政法人で定める内規例

## 1. 外部有識者の委員会による審議等に関すること

### 【内規例】

第〇条 国立研究開発法人〇〇（以下「〇〇機構」という。）は、事業の実施に関し必要な事項を審議するため、△△委員会を設置する。

2 △△委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

(1) 出資対象企業の選定及び出資の条件に関すること。

(2) 保有株式の譲渡等に関すること。

(3) 議決権の行使に係る事項のうち、重要と認められること。

3 △△委員会は、委員長及び委員〇名以内で構成する。

4 委員長及び委員は、外部有識者又は役職員のうちから、理事長が委嘱又は指名する。

5 委員長及び委員の任期は〇年とする。ただし再任を妨げない。

6 委員長又は委員が、その職務の継続が適切でないと認められる場合は、理事長は、前項に定める任期にかかわらず、当該委員長又は委員に対する委嘱又は指名を解くことができる。

7 委員長は、委員会を主宰し、委員会を招集する。

8 委員長は、必要に応じて構成員以外の外部有識者を出席させ、意見を聴くことができる。

9 委員長は、審議の結果を理事長に報告する。

10 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

11 この規則に定める事項のほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

## 2. 管理者等の設置に関すること

### 【内規例】

第〇条 〇〇機構は、出資対象候補企業に対する調査及び人的・技術的援助、その他事業の円滑かつ効率的な推進に資するため、出資管理者を置く。

2 出資管理者は、出資業務に関する専門的な知見等を有する者の中から適切なものを選任し、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 出資事業に関する外部からの相談への対応

(2) 出資対象企業(出資対象候補企業を含む。本項において以下同じ。)の経営戦略及び経営状況に関する調査

(3) 出資対象企業に対する人的・技術的援助

(4) 出資事業の運営に関する助言

(5) △△委員会に付議する案件の選定

※別途、法人の組織規定等において、出資等の業務の担当部署を明確化する必要がある。

### 3－1．出資先の選定に関すること

#### 【内規例】

第〇条 〇〇機構は、その研究開発成果を事業活動において活用するために設立された企業又は設立される予定の企業のうちから抽出された出資対象候補企業に対し、外部専門機関による調査及び関係者との出資条件の調整を行った上で、適当な出資対象企業を選定する。

2 前項の出資対象企業の選定にあたっては、第〇条に定める△△委員会による審議を行う。

3 △△委員会は、前項の審議にあたり、次の各号に定める項目についてそれぞれ審査する。

- (1) 出資対象候補企業が実用化しようとする技術の内容及び開発計画
- (2) 出資対象候補企業の財務内容
- (3) 出資対象候補企業における経営体制
- (4) 出資対象候補企業における資金計画及び出口戦略を含む経営戦略
- (5) 出資対象企業が提案する事業の事業性、市場性の展望

### 3－2．出資の実行手続に関すること

#### 【内規例】

第〇条 〇〇機構は、出資を実行するにあたり、出資対象企業と出資に関する契約(以下「出資契約」という。)を締結する。

2 出資契約には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 〇〇機構が取得する株式の種類及びそれぞれの数
- (2) 〇〇機構が出資する額及びその内容
- (3) 知的財産を現物出資する場合にあつては、当該知的財産の取扱いに関する事項
- (4) 反社会的勢力の排除に関する事項
- (5) 経営者及びそれに準ずる者の責任に関する事項
- (6) 〇〇機構が出資を継続することが困難な状況に至った場合における、〇〇機構の保有する株式の譲渡先探索への協力に関する事項
- (7) その他〇〇機構が必要と認める事項

### 4．出資後の状況把握及び対応に関すること

#### 【内規例】

(出資対象企業に対する援助及び調査)

第〇条 〇〇機構は、出資後の出資対象企業の事業計画の進捗状況や経営状況、課題等の所在を継続的かつ適切に把握し、必要に応じた人的及び技術的援助を実施する。

2 〇〇機構は、出資対象企業が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該出資対象企業に対して調査の上、所有株式の譲渡、営業譲渡・合併の支援、会社の清算の支援、その他〇〇機構が必要と判断する措置を講じることができる。

- (1) 経営又は事業計画の実施に重大な障害が生じたと判断される場合。

- (2) 役員及び従業員に背信的行為の疑いがあると認められる場合。
- (3) 第三者から〇〇機構の保有する株式の譲渡の申し出があった場合。
- (4) その他〇〇機構が必要と判断した場合。

(議決権の行使、保有株式等の譲渡)

第〇条 〇〇機構による、出資対象企業に対する議決権の行使は、個別の事案に応じて適切な方法によるものとする。

- 2 〇〇機構は、適切な相手方に対して、〇〇機構が保有する株式等を譲渡することができる。
- 3 前項に定める所有株式等の譲渡に関して、その妥当性や価額等の譲渡に係る条件については、△△委員会による審議に基づき、〇〇機構が決定する。

## 5. 利益相反マネジメントに関すること

### 【内規例】

第〇条 〇〇機構は、出資に関し生じうる利益相反について、利益相反マネジメント実施に関する規則を定めて適切に管理するものとする。